# News release 千葉県鴨川市



令和5年11月28日

# 報道機関 各位

令和5年台風第13号による被災宅地等復旧支援事業補助金交付制度について

令和5年台風第13号の大雨による被害を受けた宅地等の早期復旧により市民生活の安定を図ることを目的に、当該宅地の復旧を行う方に対して復旧に要する経費の一部を補助します。

## ■制度の目的

令和5年台風第13号の大雨による被害(※1)を受けた宅地等(※2)の早期復旧により市民生活の安定を図ることを目的として、当該宅地等の復旧を行う者に対して復旧に要する経費の一部を補助するもの。

- ※1 被害:法面(人工のものを含む。)や工作物の崩落等、日常生活に支障が生じている状況。
- ※2 宅地等:令和5年台風第13号が接近したときに居住用として使用していた土地とその隣接地。 (居住用であっても賃貸住宅など、営利を目的とする事業用の土地は含まない。)

## ■対象者の主な要件

- (1) 被災宅地等の所有者又は当該所有者の承諾を得た管理者若しくは占有者
- (2) 令和6年2月29日までに届け出た者

## ■補助の対象となる復旧事業

次のいずれかに該当する復旧工事を行う事業で、当該事業に要する経費が10万円を超えるもの。(既に完了したものを含み、令和7年3月31日までに完了するもの。)

- (1) 崩落した法面の整形及び保護に係る工事(土砂等の撤去を含む。)
- (2) 被災した擁壁の再設置及び補強に係る工事 (建築基準法に適合すること。)

(既存擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。)

(3) 土のう設置等の応急工事

※上記工事にかかる調査及び設計費用を含む。

が排水施設設置工事を含む。) 法面の整形及び保護 土のう設置工事等の応急工事

擁壁の設置及び補強

## ■補助金の額

復旧事業に要する経費の3分の1の額又は100万円のいずれか少ない額。(1,000円未満切捨て。) ※土砂排除に係る災害見舞金及び農地等災害復旧費補助金を受ける場合は、これらの額を復旧事業に要する経費から除く。

## ■申請に必要な書類

#### 【工事着手前】

- ① 補助金交付申請書
- ② 個人情報確認同意書(住民票、登記事項証明書等)
- ③ 事業計画書
- ④ 見積書
- ⑤ 被災宅地等の状況が確認できる資料(写真等)
- ⑥ 被災宅地等の所有者の承諾書(共有者の代表又は管理者若しくは占有者である場合のみ)
- ⑦ 確認済証の写し (擁壁の再設置又は補強等の工事を行う場合のみ)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

## 【工事完了後】

- ① 実績報告書
- ② 領収書の写し
- ③ 工事写真(着手前及び完了後)
- ④ 検査済証の写し (擁壁の再設置又は補強等の工事を行う場合のみ)
- ⑤ 補助金交付請求書
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

#### ■事業費及び予算並びに事業開始

事業費:1件最大100万円で5件分、500万円を見込む。(財源:災害対策基金充当)

補正予算:令和5年11月20日に専決。

事業開始:補助金交付要綱を令和5年11月20日に公示、施行。

問い合わせ

建設経済部部 都市建設課都市整備係 担当:夏目

TEL: 04-7093-7835 FAX: 04-7093-7856